

高松市帳票（福祉保健系）作成等業務委託契約書（案）

高松市帳票（福祉保健系）作成等業務について、高松市（以下「委託者」という。）と
_____（以下「受託者」という。）との間に、次の条項により契約を締結した。

（定義）

第1条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 本件業務 この契約に基づく請負業務をいう。業務範囲は別紙仕様書に記載のとおりとする。

（2） 納品物 この契約に基づき別紙仕様書記載のとおり作成されるものをいう。

（委託業務）

第2条 委託者は、本件業務を受託者に委託し、受託者は、これを受託した。

（委託期間）

第3条 この契約の委託期間は、契約締結日から令和14年1月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料の額は、次のとおりとする。

（1） 運用経費（帳票作成に係る経費）

委託者は、本件業務に要する費用のうち、帳票作成等に係る委託料として、別紙に掲げるそれぞれの「単価（税抜）」に実施数量を乗じた金額（1円未満の金額がある場合は、その端数金額は切り捨てる。）の合計金額に国の定める消費税及び地方消費税の額を加算（1円未満の金額がある場合は、その端数金額は切り捨てる。）した委託料を受託者に支払うものとする。

（2） 導入経費（プログラム設計等に係る経費）

委託者は、本件業務導入（プログラム設計等）に要する費用_____円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を受託者に支払うものとする。

委託料の額の年度別内訳	令和8年度_____円	（2か月）
	令和9年度_____円	（12か月）
	令和10年度_____円	（12か月）
	令和11年度_____円	（12か月）
	令和12年度_____円	（12か月）
	令和13年度_____円	（10か月）

2 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税又は地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく委託料の額に相当額を加減して支払う。

（受託者の義務）

第5条 受託者は、本件業務の履行に関して次の義務を負う。

（1） この契約に定めるもののほか、別紙仕様書に従い、本件業務を履行すること。

（2） 受託者は、委託期間（契約書記載の委託期間をいう。以下同じ。）内において、別紙仕様書に定める納入期限（納品物を提出すべき期間として別紙仕様書に定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、納品物を委託者に引き渡すものとし、委託者は、当該納品物につき業務委託料を支払うものとする。

（3） 全ての納品物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するよう努めること（委託者の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。）。なお、納品物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害している場合、委託者及び受託者は協議の上、対応するものとする。

（4） この契約に定めるもののほか、委託者の定める情報セキュリティ方針及び委託者の指示する手順を遵守すること。

（5） 委託者は、受託者が前号の情報セキュリティ方針等を遵守せず、損害を被った場合、第4条に定める委託料金相当額を限度として損害賠償請求をすることができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、この契約に基づく委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により委託者に承諾を求めようとするときは、再委託の内容、それに含まれる情報、再委託先、再委託先に対する管理方法等を書面で委託者に提出しなければならない。

(損害賠償)

第8条 委託者は、受託者の本件業務の結果に関し、受託者に対して受託者の責めに帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害（修補しないことによる損害を含む。）に限り、第4条に定める委託料金相当額を限度として損害賠償請求をすることができる。

2 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。

3 第1項の規定による損害賠償請求は、検査合格の日から起算して2年以内に行わなければ、委託者は、請求権を行使することはできない。

(契約不適合責任)

第9条 納品物に契約不適合（別紙仕様書との不一致をいい、以下同じ。）があるときは、委託者は、受託者に対して、相当の期限を定めてその契約不適合の修補又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、受託者は、民法（明治29年法律第89号）第562条第1項ただし書にかかわらず、委託者が請求した方法により履行の追完をしなければならない。

2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、委託者が納入を受けた日から起算して2年以内（以下「保証期間」という。）に、その旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その契約不適合を理由として、これを行うことができない。ただし、受託者が納品物を納入する時に、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 契約不適合が受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、委託者は受託者に対し、前2項の請求をすることができない。

4 前3項の規定は、第8条による損害賠償請求並びに第34条、第35条及び第37条による契約解除権の行使を妨げるものではない。

(原始資料等の提供及び返還)

第10条 委託者は、受託者に対し本件業務遂行に必要な原始資料を無償で貸与、開示等を行い提供するものとする。

2 委託者は、受託者から本件業務の遂行に必要な原始資料以外の資料等の提出について申請があったときは、速やかにその是非を検討し、その結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、提供可能なときは、委託者は、速やかに受託者に無償で貸与、開示等を行うものとする。

3 本件業務の遂行上不要となった原始資料その他の資料等があるときは、受託者は、遅滞なくこれを委託者に返還し、又は委託者の指示に従い処分するものとする。

(原始資料等の管理)

第11条 受託者は、委託者から提供された本件業務に係る原始資料その他の資料、情報等（以下この条において「原始資料等」という。）を施錠できる管理庫又は施錠、入退去管理の可能な管理室に格納する等適正に管理しなければならない。

2 原始資料等は、本件業務以外の用途に使用してはならない。

3 受託者は、委託者から提供された原始資料等について、委託者の書面による事前の承諾がない限り、これらを複製し、又は本件業務の作業場所から持ち出してはならない。ただし、

本件業務の履行において必要最低限の範囲の複製については、委託者の承諾を得たものとみなす。

(作業場所)

第12条 受託者は、機密保持又は業務遂行上の必要から、委託者の事務所内で作業を行う必要があるときは、委託者にその所有する作業場所の使用を要請することができるものとする。

2 委託者は、前項の規定による要請があった場合において、その必要があると認めるときは、使用上の条件を明示し、有償又は無償により貸与し、又は提供することができるものとする。

3 受託者の使用人は、委託者の事務所内で業務を遂行する場合は、受託者の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

(業務遂行管理者)

第13条 委託者及び受託者の双方は、この契約の締結後速やかに、本件業務を円滑に遂行するため、それぞれ本件業務の履行に関する連絡及び確認を行う業務遂行管理者及び主任担当者をそれぞれ1人並びに当該連絡及び確認に必要な推進体制を定め、書面をもって相手方に通知するものとする。通知した事項を変更する場合も、同様とする。

2 委託者及び受託者の双方は、この契約に定める事項のほか、本件業務の履行に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼及び相手方との連絡、確認等は、原則として主任担当者を通じて行うものとする。

(業務従事者及び指揮命令)

第14条 受託者は、本件業務に従事する受託者の業務従事者（以下この条において「業務従事者」という。）を選任し、委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負い、業務従事者に対する本件業務の履行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとし、業務従事者は、受託者の管理の下に本件業務を履行するものとする。

3 受託者は、本件業務の履行に当たり、業務従事者が委託者の事務所等に立ち入るときは、委託者の防犯及び秩序維持に関する諸規程を当該業務従事者に遵守させるものとする。

4 受託者は、第7条に定める再委託先を含めた、本件業務に関わる全ての業務従事者に対して、情報セキュリティ教育を実施し、委託者へ報告を行うこと。

(秘密保持)

第15条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。履行期間の終了後又は第34条、第35条及び第37条の規定により委託者若しくは受託者がこの契約を解除した後も、同様とする。

2 受託者は、委託者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 受託者は、本件業務に従事する受託者の従業員その他の者に前2項に規定する義務を遵守させるため、必要な処置を講じなければならない。

(目的外使用の禁止)

第16条 受託者は、この契約の履行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第17条 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(事故等の報告)

第18条 受託者は、事故等の発生により契約の履行に障害を生じ、又は生じる恐れのあると認められるときは、直ちに理由を付して委託者に報告しなければならない。

(納入期限の延長等)

第19条 受託者は、別紙仕様書に規定する納入期限内に履行することができない事由が生じたときは、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による報告があった場合において、その事由が受託者の責めに帰す

ことができないものであると認めるときは、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(履行遅延の違約金)

第20条 委託者は、前条第1項の規定による報告があった場合において、受託者から遅延違約金を徴収して、相当と認める日数の遅延を認めることがある。

- 2 前項の遅延損害金の額は、未納部分の契約代金に対して延長日数に応じ年3.0%の割合を乗じて算出した額とする。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(危険負担)

第21条 納入前において、納品物に滅失又はき損が生じた場合には、委託者の責めに帰すべき場合を除き、その滅失又はき損に関する修補は、受託者の負担とする。

- 2 納入後において、納品物に滅失又はき損が生じた場合には、受託者の責めに帰すべき場合を除き、その滅失又はき損に関する修補は、委託者の負担とする。
- 3 委託者に納入せず、市民に郵送した後において、納品物に滅失又はき損が生じた場合には、委託者の責めに帰すべき場合を除き、その滅失又はき損に関する補修は、受託者負担とする。

(一般的損害)

第22条 委託期間中に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 本件業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、委託者の指示、その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを委託者に通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(作業の進捗状況の報告等)

第24条 受託者は、委託者からの指示がある場合には、受託した業務の進捗状況について、委託者が指定する時期及び内容で、書面等により報告しなければならない。

- 2 受託者は、委託者からの指示がある場合には、打合せ会議を開催しなければならない。

(委託者の検査監督権)

第25条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の作業現場の実地調査を含めた受託者の作業に対する検査監督権及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

- 2 受託者は、委託者から進捗状況の提出の要求、作業内容の検査実施の要求、作業の実施に係る指示があったときは、これらに従わなければならない。

(納入)

第26条 受託者は、別紙仕様書の規定に従い、納入期限までに納入場所に納品物を提出しなければならない。

(検査)

第27条 委託者は、受託者から納品物を受領したときは、あらかじめ委託者、受託者協議して定めた検査方法及び検査基準に基づいて本件業務の検査（以下「検査」という。）を行い、その結果を次項に規定する検査期限までに受託者に通知するものとする。

- 2 検査期限は、委託者が当該検査の対象となる納品物を受領した日から7日以内（以下「検査期間」という。）とする。ただし、納品物の規模により検査に要する期間が8日以上必要であると委託者又は受託者が認めるときは、10日を限度に当該検査期間を定めるものとする。
- 3 委託者が前項に規定する検査期間内に当該検査の結果を受託者に通知しないときは、当該検査は、合格したものとみなす。委託者が正当な理由なく納品物の受領を拒否した場合で、

当該拒否をした日から7日を経過したときも、同様とする。

4 納品物が検査に合格しないときは、次に定めるところによる。

(1) 不合格の原因が受託者の責めに帰すべき事由による場合及び保証期間内に委託者から受託者に修補の請求があった場合は、受託者は、委託者の指示に従い、速やかに納品物を無償で修補しなければならない。ただし、受託者が合理的範囲内で修補の努力を繰り返しても修補できないときは、この限りでない。

(2) 不合格の原因が受託者の責めに帰すことのできない事由による場合は、受託者は、納品物を有償で修補するものとする。この場合において、修補に要する期間、対価の額等は、委託者、受託者双方が別途協議して決定するものとする。

5 前項の規定による修補の期間は、検査期間から除算するものとする。

6 当該検査において、受託者で発生する費用は、受託者の負担とする。

(業務委託料の支払)

第28条 受託者は、第27条第2項、第3項に規定する検収に合格したときは、月ごとに、契約単価に処理件数を乗じて得た合計額及び導入経費については、別紙仕様書で定める帳票ごとに別紙仕様書で定める納入回数で分割した額を請求することができる。

なお、別紙仕様書で定める帳票ごとの導入経費の請求は、その帳票の納入後、第27条第2項、第3項に規定する検収に合格したことをもって行うことができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の業務委託料を支払わなければならない。

3 第一項に規定する業務委託料は、消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、1円未満の端数金額については、それぞれ切り捨てるものとする。

(契約の保証)

第29条 受託者は、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において委託者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。ただし、高松市契約規則第24条各号いずれかの規定により、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受託者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第36条第2項各号に規定する者による契約の解除に伴う損害についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(特許権等の使用)

第30条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託

者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(著作権の承諾等)

第31条 本契約に基づく納品物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、納品物の著作権及びこれに関する著作人格権の取扱は、次に定めるところによる。

(1) 著作権法第21条(複製権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利は、委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の同意を得た上で、その権利を無償で利用することができる。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、製品仕様書を改変することができるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者が納品物の作成のために適用する関連資料及び納品物についての著作権等については、委託者に帰属するものとする。この場合において、委託者は、受託者に対し受託者が納品物を使用するために必要な範囲内で著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

3 前2項に規定する著作権等の取扱に係る対価は第4条に規定する委託料に含むものとする。

(特許権等)

第32条 本件業務の履行に当たり開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウ又は技術に係る発明、考案、意匠等(以下「発明等」という。)に関する工業所有権(出願する権利も含む。)及びこれらに関する権利(以下「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属するこの契約の当事者に帰属するものとする。この場合において、委託者又は受託者は、当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 本件業務の履行の過程で生じた発明等が委託者及び受託者に属する者の共同で行われた場合は、当該発明等に係る特許権等は、委託者及び受託者の共有(持分は、別に定めがない限り均等とする。)とする。

3 委託者及び受託者は、前項に規定する共同の発明等に係る特許権等については、それぞれ相手方の同意を得ることなく、これらを自ら実施し、又は利用することができる。ただし、当該特許権等の実施又は利用を第三者に許諾する場合、自己の持分を譲渡する場合又は質権の目的とする場合は、事前に相手方の同意を得なければならない。

(契約内容の変更等)

第33条 本件業務、この契約及び今後締結される契約の内容は、委託者受託者双方の権限ある代表者又は代理人が記名押印した書面によってのみ、変更することができる。

2 委託者において、仕様の変更を行う必要が生じた場合は、委託者は、受託者に遅滞なく連絡し、委託者、受託者協議の上、仕様を変更することができるものとする。

(委託者の契約解除権等)

第34条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 納期限内(履行期間内)に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 前3号のいずれかに該当する場合のほか、受託者が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

(5) 第37条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(6) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等(受託者の代表役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付し

た役員を含む。)をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等を除く。)をいう。))又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。))が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。)に、委託者が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

2 委託者は、前項各号に該当しない場合であっても、やむを得ない理由があると認めるときは、契約を解除することができる。

3 前2項の規定により契約を解除した場合は、目的物の既納部分で検収に合格したものについての所有権は委託者に帰属するものとし、委託者は、その既納部分に対する契約代金相当額を支払わなければならない。

4 第1項の規定により契約を解除されたときは、受託者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に納入しなければならない。

5 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

6 第2項の規定により契約を解除した場合で受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者受託者協議して定める。

(談合その他不正行為による契約解除)

第35条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。))に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動が

あったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第34条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（契約が解除された場合等の違約金）

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、基礎額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、委託者は、この契約の目的の一部を達していると認めるときは、その額を減ずることができる。

- (1) 第34条又は第35条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否した場合又は受託者の責めに帰すべき事由によって、受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第29条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われるときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受託者の契約解除権等）

第37条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第33条第1項の規定による契約の変更等により契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第33条第1項の規定による中止の期間が納期の2分の1以上に達したとき。
- (3) 委託者が契約に違反し、その違反により目的物を完納する（業務を完了する）ことが不可能となったとき。

2 前項第3号の規定により契約を解除したときは、第34条第4項及び第6項の規定を準用する。

（談合その他不正行為による賠償金）

第38条 受託者は、第35条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の徴収）

第39条 受託者がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日数に応じ年3.0%の割合で計算した利息を付した額と委託者の支払

うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(運搬責任)

第40条 委託業務に係る支給用品、貸与品、資料及び納入すべき契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか、受託者の責任で行うものとし、その経費は、受託者の負担とする。

(合意管轄)

第41条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、委託者の本庁所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第42条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。この号及び第34条第6号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第34条第6号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。
- (2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(定めのない事項等の処理)

第43条 本契約の条項に定めのない事項又は本契約の条項に関して疑義が生じたときは、委託者、受託者信義誠実の原則に従い、協議し、解決を図るものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 高松市番町一丁目8番15号
高松市
高松市長 大西秀人

受託者